■Article■……

税理士法改正(2)

税理士　坂田純一

……

本月のメルマガは 4 月のメルマガの続きであることを、まず、お断りしておく。改めて納税環境整備の一環としての税理士法改正の意義を考えてみたい。納税環境とは、もともと、申告納税制度を普及定着させるために「制度上の手当のみでなく、国民の納税意識の向上、税務職員の意識の近代化、租税に関する教育の充実までも含む広い概念である。（金子宏「租税法 19 版」772 頁、弘文堂、2014 年）」とされ、今般の税理士法改正もそのことに対する整備を図るための措置であったと考えられる。改正される「調査の事前通知の規定の整備」や「租税教育への取組の推進」などは、まさにこのことを示しており、今般の税理士法改正が単独法（税理士法）の改正ではなく、平成 26 年度の「所得税法等の一部を改正する法律案」として提案されたことも当然の理として納得できる。

ところで、今回の税理士法改正は、「法律案」では 7 つの条項が改正・新設となっており、「大綱」に明記された条項と比較検討すれば「その数は異なる。」と、4 月では紹介した。「大綱」には明記されたものの、もともと、その一部が予め政省令等で措置することを予定されていたものもあり、本メルマガでは、4 月と同様に「大綱（番号は大綱のもの）」を見比べながら主な「政・省令」をご覧いただく内容となっている。なお、執筆段階で公表データの入手が困難なことから、政省令の改正及び新設の条文等に下線を引き、読み易くするよう心がけた。

国税通則法等の改正（事前通知関係）について、日本税理士会連合会業務対策部
http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/pdf/jizentsuchikaisei140409.pdf
改訂後の税務代理権限証書（平成26年7月1日以後）
http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/pdf/kengenshosho140409.pdf
税務調査手続に関するFAQ（税理士向け）、国税庁
https://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h24/nozeikankyo/zeirishi.htm

（１）租税教育への取組の推進（政令改正）

（税理士会の会則の変更）

第 7 条の 2　法第 49 条の 2 第 3 項に規定する政令で定める重要な事項は、同条第 2 項第 4 号から第 10 号までに掲げる事項とする。

（日本税理士会連合会の会則の変更）

第 11 条の 2　法第 49 条の 14 第 2 項に規定する政令で定める重要な事項は、同条第 1 項第 1 号（法第 49 条の 2 第 2 項第 4 号、第 5 号及び第 10 号に係る部分に限る。）及び第 4 号から第 6 号までに掲げる事項とする。

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

（概説）この改正により、税理士会の会則に「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定（法第 49 条の 2 第 2 項第 10 号）」との文言が新設されるが、この規定は同条第３項による「政令で定める重要な事項に係るもの」とされることから、政令の改正が行われた。なお、日税連会則変更の取扱についても、同様とされた。

（２）調査の事前通知の規定の整備（省令新設）

（申告書を提出した者への調査の通知）

第17条の2　法第34条第2項に規定する財務省令で定める場合は、第15条の税務代理権限証書に、法第34条第1項に規定する申告書を提出した者への調査の通知は同項の税理士に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

（概説）本年 7 月 1 日以後にされる調査の事前通知は、前号で紹介した如く、法第 30 条（税務代理の権限の明示）の書面、すなわち税務代理権限証書に税務代理人（税理士）への委譲記載（チェツク）があれば、当該納税者に通知せずとも「税理士へ通知すれば足りる」とされるとされることになっており、改訂される税務代理権限証書様式（省令別紙第 8 号）の理解と、それらの取扱いについて「税務調査手続に関する F&Q」も国税庁から既に公表されているので留意されたい。なお、直近の留意事項としては、「事前通知に関する同意」を記載した税務代理権限証書を平成 26 年 6 月 30 日以前であっても提出できるが、上記の如く、省令改正により税務代理権限証書の様式が改訂されており、税務代理権限証書の提出日によって、使用する税務代理権限証書の様式が異なることが挙げられる。

（３）報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定等の見直し（省令新設）

（報酬のある公職）

第12条の2　法第24条第2号に規定する財務省令で定める公職は、国税又は地方税の賦課又は徴収に関する事務に従事する職以外の公職であつて、国家公務員法（昭和22年法律第120号）その他の法令（条例を含む。）又はその公職の服務に関する規範により法第2条第2項に規定する税理士業務（第21条及び第26条第1項において「税理士業務」という。）との兼業が制限されていないものとする。

（概説）報酬のある公職の考え方等については、これまで税理士法関係通達で示され（24-1,24-2）ていたが、省令においても明記された。国税又は地方税の賦課又は徴収に関する事務に従事する職は、もともと、ここでいう公職となるとされていたが、それ以外であっても、国家公務員法等やその公職の服務に関する規範により兼業が制限されている者は、その職にある間は税理士として税理士業務を行うことができない。

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

（５）補助税理士制度の見直し（省令新設及び改正）

他の税理士又は税理士法人の補助者として常時税理士業務に従事する税理士（補助税理士)について､その所属する他の税理士又は税理士法人の承諾を得て、他人の求めに応じ自ら税理士業務の委嘱を受ける場合の手続を設ける。その業務範囲の見直しに伴い、その名称の変更、登録事項及び税務書類等への付記の見直し等所要の措置を講ずる。

（注記）省令新設のうち主たるものは、以下のとおりである。

（所属税理士の業務）

第１条の２　法第２条第３項の規定により税理士又は税理士法人の補助者として従事する同項に規定する業務については、第８条第２号ロに規定する所属税理士（以下この条において「所属税理士」という。）が行うものとする。

２　所属税理士が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて法第２条第１項又は第２項の業務に従事しようとする場合には、その都度、あらかじめ、その使用者である税理士又は税理士法人の書面による承諾を得なければならない。

３　前項の承諾を得た所属税理士は、次の各号に掲げる事項を記載した書面に同項の承諾を得たことを証する書面の写しを添付した上、これを委嘱者に対して交付し、当該事項につき説明しなければならない。

一　所属税理士である旨

二　その勤務する税理士事務所の名称及び所在地又はその所属する税理士法人の名称及び勤務する事務所（当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所及び当該従たる事務所）の所在地

三　その使用者である税理士又は税理士法人の承諾を得ている旨

四　自らの責任において委嘱を受けて前項に規定する業務に従事する旨

４　前項の書面の交付に当たつては、所属税理士は、当該書面に署名押印しなければならない。

５　所属税理士は、第３項の規定により説明を行つた場合には、その旨を記載した書面に同項の委嘱者の署名押印を得なければならない。

６　所属税理士は、前項の署名押印を得た書面の写しをその使用者である税理士又は税理士法人に提出しなければならない。

７　所属税理士は､第2項の承諾を得て自ら委嘱を受けた同項に規定する業務が終了したとき又は同項の承諾を得たにもかかわらず委嘱を受けるに至らなかつたときは、速やかに、その使用者である税理士又は税理士法人にその旨を報告しなければならない。

（概説）日税連の改正要望等の一つであった呼称（補助税理士）は、平成13年の法改正の際の「税理士又は税理士法人の補助者として常時業務に従事する者（省令第8条2ロ)」とする省令の定め、すなわち､「補助者として」が厳格に解釈されたことによるものであり、今回「所属税理士」と呼称が変わった。また､「他の税理士事務所に所属しながら他人の求めに応じて税理士業務を受任できるようにす

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

る。」との要望については、条件は付くものの可能となった。税理士事務所等に勤務している税理士は、雇用主税理士等との就業上の契約もあり本来その職務に専念しなければならないはずであるが、自己の顧客（納税義務者）との間で直接受任（第2条第1項及び第2項業務）が出来るということについては、ある意味、正当な手続きが必要となる。そうした意味からも、それらの手続きなどが新たに省令に明記されている（8条、16条①③）。なお、直接受任するということは所属税理士が自らの責任において委嘱を受けて税理士業務に従事することをいうが、あくまで所属税理士として直接受任できる道が図られたものであり、開業税理士等の税理士事務所の形態等とは異なるものであることに留意しなければならない。また、この制度の考え方の基本として、次世代が勤務する税理士事務所等からの独立を支援するために改正されたものであることを理解しなければならない。したがって、所属税理士とは雇用主の事務所に勤務する税理士のことをいうため、所属税理士である間は当然に自ら独立した税理士事務所を他に設置することはできず（規則18）、かつ事業専従者を含む使用人を自ら雇用することも想定されていない。

（６）公認会計士に係る資格付与の見直し（省令新設）

（税法に関する研修）

第１条の３　法第３条第３項に規定する財務省令で定める税法に関する研修は、法第６条第１号に規定する税法に属する科目について、法第７条第１項に規定する成績を得た者が有する学識と同程度のものを習得することができるものとして国税審議会が指定する研修とする。（２項略）

（概説）国税審議会が指定する研修期間等の内容が明記された。これによれば、研修とは、「税理士試験合格者と同等の成績を得た者が有する学識と同程度のものを習得することができる」ものと限定されている。

（１０）税理士証票の定期的交換（省令改正・追加）

税理士証票について、税理士は、日本税理士会連合会及びその所属する税理士会の会則の定めるところにより、定期的にその交換を受けなければならないこととする。

（概説）日税連における当初の改正要望等は、条件付き（研修受講、税務支援従事等）の「税理士証票の更新制度」の新設であった。しかし、税理士証票については、税務調査における税理士の立会に際して税理士証票の提示義務（法32条）が課されており、実は資格の更新と同等の効果が及ぶものとされてきた。しかし、類似職業法には、そのような制度が見られないことから、特段の条件を付与しない「税理士証票の定期的交換」となったようである。今後、日税連では、税理士証票の交換に関する妥当なルール（日税連会則改正等）を整備することになるであろう。

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

（注）その他

① 電子申告等に係る税理士業務の明確化

電子申告等の電子情報処理組織を使用して行う業務について、税理士業務に含まれることを明確化する。（大綱11）

（概説）日税連の改正要望等では「電子申告等のコンピューターを用いた業務についても、法第2条第1項業務の税理士業務に含まれること」の明確化を要望していた。法律及び政省令明記はならなかったものの、もともと、電子業務における税理士業務の明確化を求めた要望であり、かつ当局も第1項業務を税理士以外の者が行えばニセ税理士行為に当たる（論点整理メモ）との判断をしていることから、今後の対応としては税理士法関係通達でその考え方が明確化されるのではなかろうか。

② 会費滞納者に対する処分の明確化

税理士会の会費を滞納する者に対して、懲戒処分をすることができる旨を明確化する。（大綱12）

（概説）日税連の改正要望等では「税理士会の会務運営の重要な財政的基盤となる会費滞納者に対する処分の強化を図るための措置」を求めてきたが、このことは財務大臣告示（平成20年／第104号）の見直しの中で措置されそうである。その場合、当然に所属税理士会における適正な法的手続き（滞納会費の請求等）を経たにも拘らず、ある意味、長期に会費を滞納し、かつ悪意性のある者が懲戒処分に該当することになるのではなかろうか。

以上

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。